

第62号議案

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年12月5日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

三条集会所の新築に伴い、使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例（昭和40年芦屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 毎週木曜日 三条集会所

別表第1に次のように加える。

三条集会所	芦屋市三条町8番3号
-------	------------

別表第2地区集会所施設使用料金表に次のように加える。

三条集会所	洋室(A)	17 m ²	12	700	800	1,000	—
	洋室(B)	21 m ²	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	42 m ²	26	1,400	1,700	2,000	4,000
	洋室(D)	44 m ²	26	1,400	1,700	2,000	—

附 則

この条例は、公布の日から起算して120日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参 照

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

三条集会所の新築に伴い、使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 三条集会所の名称及び位置を次のように定め、別表第1に加える。

(第2条及び別表第1関係)

名称	位置
三条集会所	芦屋市三条町8番3号

- (2) 三条集会所の休館日を次のように定める。(第3条関係)

ア 毎週木曜日

イ 12月29日から翌年1月3日まで

- (3) 三条集会所の使用料を次のように定め、別表第2に加える。(別表第2関係)

室名	広さ	収容 人員 (人)	施設使用料金(円)			
			朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～ 午後5時	夜 午後6時～ 午後9時30分	深夜 午後11時～ 翌日午前8時
洋室(A)	17m ²	12	700	800	1,000	—
洋室(B)	21m ²	12	700	800	1,000	—
洋室(C)	42m ²	26	1,400	1,700	2,000	4,000
洋室(D)	44m ²	26	1,400	1,700	2,000	—

3 施行期日

公布の日から起算して120日を超えない範囲内において規則で定める日